

事務局 長
医学教育部 長
病院 長
教務部 長 殿
学生部 長
図書館 長
防衛医学研究センター長
高等看護学院 長

防衛医科大学校長

停職処分中の技官候補看護学生の取扱い基準について
(通達)

改正 令和 3年 3月29日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 趣旨

この通達は、停職処分中の技官候補看護学生（以下「停職学生」という。）の停職期間中における取扱い及び服務について必要な事項を定める。

2 停職学生の取扱い

(1) 学業につかせず、寄宿舍に居住する停職学生は、学生部長の指定する寄宿舍内の部屋において、その他の停職学生は、当該停職学生の現住所において、謹慎自戒させるものとする。

(2) 指定した部屋への出入りについて不当な制限を加えたり、常時監視をつける等の拘禁に類する取扱いをしてはならない。

3 停職学生の服務基準

停職処分の趣旨を体し不謹慎にわたることのないよう娯楽、学友会活動及び外出は自粛しなければならない。

4 停職学生の休暇

年次休暇は、許可しない。

5 その他

- (1) 停職学生は、停職期間満了により学業に復帰するに際し、学校長に対し誓約書（別紙様式）を提出するものとする。
- (2) この通達の細部については、学生部長の定めるところによる。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式

年 月 日

防衛医科大学校長 殿

所属 学科
学年
氏名

誓 約 書

私は、 年 月 日をもって停職期間を満了致しましたので、学業に復帰するに際して、以降、学生としての服務の本旨にもとらないことを誓約いたします。